

鹿児島県警察職員に係る技能指導官に関する訓令の運用・解釈について（概要）

（平成28年4月18日 鹿務第426号）

本通達は、「鹿児島県警察に係る技能指導官に関する訓令」の運用・解釈を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 技能指導官を置くことを必要とする所属及び専門的技能等の種別
- 技能指導官の行う職務の内容
- 技能指導官に充てる職員

等である。